

食べきれなくて
余っている

食品を

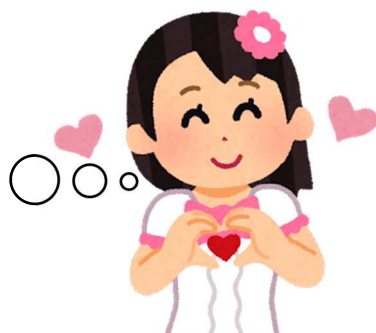
おすそ分けしませんか？

各家庭で使いきれない未使用食料品を持ち寄り、生活に困っている方などへ社会福祉協議会等を通して寄附する活動を「フードドライブ」といいます。

「賞味期限までに食べられそうにない」「たくさんもらったからおすそ分けしたい」などあれば、是非お持ち寄りください。

お預かりした食品等は、フードバンク事業実施団体や子ども食堂等で活用させていただきます。

いただきものや、米蔵の新旧入替、
まとめ買いなどで食べきれない食品
があったら寄附しませんか？



フードドライブ実施日程と場所

実施日と場所

○期 間 10月1日～11月30日（平日 8:30～17:00）

場 所 社会福祉協議会事務所ハートピア古川
神岡事務所（神岡振興事務所内）

○出張収集日 10月17日（火）、31日（火）

場 所 河合振興事務所、宮川振興事務所

お問い合わせ先
社会福祉法人

飛騨市社会福祉協議会

電話 0577-73-3214

詳細は裏面をご確認下さい

収集する食品について

○お預かりできる食品

未開封、かつ常温保存が可能な賞味期限が令和5年12月末日以降の食品

- (1)米（精米・玄米）古古米まで
 - (2)缶詰（肉、魚、野菜、果物など）、瓶詰
 - (3)インスタント食品、レトルト食品（カップ麺、カレーなど）
 - (4)乾麺（パスタ、うどん、そばなど）
 - (5)お菓子
 - (6)飲料（ペットボトル飲料、缶ジュースなど）
 - (7)乳幼児食品（粉ミルク、離乳食など）
 - (8)調味料（醤油、みそなど）
- ※外装破損、汚損品については不可

×受け付けできない食品

下記の食品等についてはお受けできません

常温で保存できないものや、賞味期限が令和5年12月末日以前の食品

- (1)賞味期限の確認ができないもの（米を除く）
- (2)開封済のもの（小分け等した米は可）
- (3)虫が発生している米
- (4)生鮮食品（肉類、魚介類、野菜など）
- (5)冷蔵・冷凍食品
- (6)包装に破損のあるもの（外箱の変形程度は可）
- (7)アルコール飲料（みりん、料理酒は除く）

受け付けできない食品は、ご持参いただいてもその場でお返しいたしますのでお願いいたします。

収集した食品は、フードバンク事業実施団体等（市内子ども食堂団体、フードバンク飛騨高山、セカンドハーベスト名古屋、岐阜県子どもの居場所応援センター等）へお届けし、子ども食堂や飛騨市内外の生活に困っている世帯等で希望する方へ配布されます。また、一部は飛騨市社協でお預かりし、直接生活に困っている世帯等への配布にも活用いたします。ご協力をお願いいたします。